

函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センターにおける公的研究費等の不正使用防止計画

不正防止推進担当

函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センター（以下、「生体医工学研究センター」という。）における公的研究費等の適正な使用を徹底し、研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）及び「生体医工学研究センター公的研究費等の運営及び管理に関する規程」に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

第1節 機関内の責任体系の明確化

1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

【ガイドライン】

- ・公的研究費等の運営・管理を適正に行うために、学内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確にし、責任体系を学内外に周知・公表する。
- ・最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を定め、その職名を公表する。

〈今後の取り組み〉

- ・「公的研究費等の運営及び管理に関する規程」に基づき、責任と権限の体系、各責任者の役割をホームページで公表する。

2) 監事に求められる役割の明確化

【ガイドライン】

- ・監事は不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の視点から確認し、意見を述べる。
- ・モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

〈今後の取り組み〉

- ・ガイドラインの従い実施する。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

【ガイドライン】

- ・コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者が策定する実施計画に基づき公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を定期的実施する。
- ・コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものとする。

のを設定し、定期的に見直しを行う。

- ・実施に際しては定期的な受講させるとともに、受講状況及び理解度について把握する。
- ・公的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、誓約書等の提出を求める。
- ・コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、継続的な啓発活動を実施する。
- ・公的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員に対する行動規範を策定する。

〈今後の取り組み〉

- ・「公的研究費等の運営及び管理に関する規程」に基づき、公的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員にコンプライアンス教育を行い、誓約書の提出を求める。
- ・すべての構成員に研究活動行動規範に基づく行動を励行する。
- ・コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画を作成し、実施する。
- ・不正を起こさせない組織風土形成のために、メール等を利用してすべての構成員に対して啓発活動を行う。

2) ルールの明確化・統一化

【ガイドライン】

- ・公的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員にとってわかりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から、常に見直しを行う。
- ・ルールの全体像を体系化し、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。

〈今後の取り組み〉

- ・生体医工学研究センターの統一的なルールや事務手続きを分かりやすくまとめた「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」の作成及びホームページでの公表やコンプライアンス教育を通じて、関係者への周知を徹底する。

3) 職務権限の明確化

【ガイドライン】

- ・公的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、学内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。
- ・業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。
- ・各段階の関係者の職務権限を明確にする。
- ・職務権限に応じた明確な決済手続きを定める。

〈今後の取り組み〉

- ・「公的研究費等の運営及び管理に関する規程」に基づき、すべての構成員で事務処理に関する構成員の権限と責任、手続きを共有する。

4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【ガイドライン】

- ・機関内外からの告発等を受け付ける窓口を設置する。
- ・不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。
- ・不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。
- ・不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。
- ・懲戒の種類及びその適用に必要な手続等を明確に示した規程等を定める。

<今後の取り組み>

- ・機関内外からの告発等を受け付ける窓口を設置し、「生体医工学研究センターにおける研究活動等の不正防止に関する規程」で示したように公正で透明性の高い仕組みを運用する。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

1) 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

【ガイドライン】

- ・機関全体の観点から不正防止計画を推進する者を置く。
- ・防止計画推進部署は統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動計画を含む）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- ・防止計画推進者は監事と連携し、必要な情報提供等をおこなうとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しについて意見交換を行う機会を設ける。

<今後の取り組み>

- ・防止計画推進者は統括管理責任者とともに機関全体の「生体医工学研究センターにおける公的研究費等の不正防止計画」、及び「生体医工学研究センターにおける公的研究費等の適正使用に関するコンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画」を策定・実施し、実施状況を確認する。
- ・防止計画推進者は監事と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しについて意見交換を行う機会を設ける。

2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

【ガイドライン】

- ・防止計画推進者は内部監査部門と連携し、不正発生要因を体系的に整理し、評価する。
- ・不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進者は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- ・不正防止計画の策定に当たっては、不正発生要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化、適正化を図る。

<今後の取り組み>

- ・「生体医工学研究センターにおける公的研究費等の不正防止に関する基本方針」に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進者は、不正防止計画を策定する。
- ・関係部署と連携しながら、内部監査の結果や不正発生要因に対応する対策を反映させ、不正防止計画の見直しを行う。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【ガイドライン】

- ・予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- ・発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- ・構成員と業者の癒着を防止する対策を講じる。
- ・不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底する。
- ・一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。
- ・発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。
- ・換金性の高い物品については適切に管理する。
- ・研究者の出張計画の実行状況等を事務部署で把握・確認できる体制とする。

〈今後の取り組み〉

- ・予算執行状況の確認を行い、研究員に適正な執行のための指導・助言を行う。
- ・取引業者には生体医工学研究センターの不正防止に関する取り組みに関してホームページで周知している内容を十分に理解してもらい、不正な取引に関与しない旨等を定めた誓約書の提出を求める。
- ・庶務課は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行い、研究者本人は発注を行わない。
- ・庶務課は、業者が事務局に持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、研究員に納品する。
- ・換金性の高い物品の転売を防ぐため、納品検査の確実な実施や、備品管理簿による管理の徹底を図るとともに、コンプライアンス教育を通じて研究者への周知を行う
- ・庶務課は、研究者の依頼に基づいて生体医工学研究センター旅費規定に従い出張旅費・宿泊費等の管理・執行を行う。用務終了後に、出張報告書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。

第5節 情報発信・共有化の推進

【ガイドライン】

- ・公的研究費等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
- ・公的研究費等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。

<今後の取り組み>

- ・ 公的研究費等の使用に関するルール等についての相談窓口をホームページで公表する。
- ・ 不正防止に関する取り組みや、学内の規程・ルール等についてホームページで公表する。

第6節 モニタリングの在り方

【ガイドライン】

- ・ 公的研究費等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。
- ・ 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、公的研究費等の管理体制の不備の検証も行う。
- ・ 内部監査部門は、上記に加え、防止計画推進部署との連携を強化し、リスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- ・ 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、モニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、会計監査人を活用して内部監査の質の向上を図る。
- ・ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるよう、機関における不正防止に関する内部統制の整備・引用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。
- ・ 機関は、文部科学省が実施する調査について協力する。
- ・ 内部監査結果等についてコンプライアンス教育や啓発活動を活用し、周知する。

<今後の取り組み>

- ・ 内部監査部門は「生体医工学研究センターにおける科学研究費助成事業研究機関向けルールに基づく内部監査実施要領」に基づき、内部監査計画を策定し、実施する。また、内部監査の内容と結果を最高管理責任者に報告する。
- ・ 監査における指摘事項を学内に周知し、類似事項の再発防止を徹底するとともに、不正防止計画の見直しや「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」の改訂を行う。
- ・ 内部監査部門は会計監査人と連携し、不正発生要因に応じて監査計画を見直すなど、内部監査の質の向上を図る。
- ・ 監事及び会計監査人との連携強化により、不正防止に関するガバナンスの向上を図る。
- ・ 内部監査結果等についてコンプライアンス教育や啓発活動を活用し、周知する。